

名取市地域生活支援事業
移動支援事業利用ガイドブック

令和5年4月

名取市健康福祉部社会福祉課

1. 移動支援について

移動支援は、対象者が外出（通院、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）をする場合において、対象者の外出を支援するために必要な移動中の介護を行うものである。

利用時間は、原則として月に40時間の範囲内で支給決定を受けた時間となる。

2. 移動支援の対象者

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通院、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、1日の範囲内で用務を終えるものに限る）に移動の支援が必要であると市長が認めた場合。但し、介護給付費における重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けたものを除くものとする。（※但し、社会資源が確保できない場合に限り併給を認める。）

3. 移動支援の目的

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的とする。

4. 実施方法

（1）個別支援型

障害者等1人に対し、支援を行うもの。

（2）グループ支援型

複数の障害者等に対し、同時に支援を行うもの。ただし、以下の要件を全て満たすものに限る。

①グループに派遣されるヘルパーに、利用者全員に対する個別支援型での派遣経験がある

②ヘルパー1人あたりが対応できる利用者の人数は3人未満

- 【例】
- ヘルパー1人：利用者2人
 - ヘルパー2人：利用者3～5人
 - × ヘルパー1人：利用者3人

5. 外出の範囲

(1) 対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる外出例については、次のとおり。

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	博物館、美術館、科学館、文化会館、動物園、植物園、水族館、公園等
体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
観光施設等の利用	観光地の施設等
娯楽施設等の利用	映画館、コンサート会場、食事、カラオケ、ボウリング場、遊園地、スーパー銭湯等
買い物	商店、スーパー、コンビニ、デパート等
理容・美容・着付け	美容院、美容院等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
金融機関の利用	銀行、郵便局等
国、県、市主催の研修・講座・見学等各種行事への参加（講師等としての参加を除く。） 障害者団体等が主催する福祉大会等への参加（講師等としての参加を除く。）	会場、会議室等
その他余暇活動・社会参加	家族知人のお見舞い、学校行事への参加、散歩、習い事・サークル活動等

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、移動支援事業の対象外。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通園、通所
通院、行政手続き	病院、診療所、官公庁等
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動等
	社会通念上適当でない外出（ギャンブル場等）

6. サービスの内容

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行う。具体的な事例については、以下のとおり。

■移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）

■外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）

※ 外出の準備（整容、更衣介助、手荷物の準備等）や外出から帰宅した直後の対応（更衣介助、荷物整理等）についても、必要最小限の時間は支援の対象とする。

7. 留意事項

① 2人体制

対象者の身体の状況により1人の従業者では適切な介護が困難と認められる場合、対象者が暴力行為、器物破損行為等に及ぶおそれがあると認められる場合その他複数の従業者による介護が必要であると認められる場合には、移動支援事業者は、当該対象者の移動中の介護を2人の従業者により行うことができるものとする。ただし、2人のヘルパーによる移動支援を受けた場合は、2人のヘルパーにより移動支援を受けた時間を2で除して得た時間を利用時間とし、月の利用時間数を算定するものとする。

【例】2人体制で移動支援を10時間受けた場合、利用時間数は10時間として算定。

② 身体介護の有無の判定

移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行った否かではなく、日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって判断する。

判断基準は、地域生活支援事業障害程度区分支給量認定票において、区分2以上かつ「排泄」と「移動」の両方が一部介助又は全介助のものとする。また、問題行動については、引き続き知的及び児童のみ聴き取りをする。

③ 起点・終点

サービスの起点又は終点は、原則として必ずしも自宅である必要はないものとする。ただし、自宅外で待ち合わせてサービスを利用する場合は、待ち合わせ場所まで誰が利用者を送るのか、待ち合わせ場所まで誰が迎えに来るのか等、利用者の安全確保について事業者は利用者やその家族等に十分確認しておく必要がある。また、ヘルパーの起点までの移動時間は算定不可とする。

8. サービス費用

(1) サービス費用

移動支援にかかるサービス費用は、30分毎に設定。ただし、30分未満の利用時間として算定する場合の所要時間は20分以上とする。（下記は5時間までの例。仙台市、名取市に所在する事業所の場合は別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）を基準額とする。

また、夜間（午後6時から午後10時までの時間を言う。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間を言う。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定額の100分の50に相当する額を所定額に加算する。）

	個別支援型		グループ支援型	
	身体介護あり	身体介護なし	身体介護あり	身体介護なし
30分以下	2,550円	1,050円	1,790円	740円
1時間以下	4,020円	1,960円	2,820円	1,380円
1時間30分以下	5,840円	2,740円	4,090円	1,920円
以後30分毎に	830円	690円	590円	490円

※ グループ支援型の基準額は、個別支援型の概ね7割とする。（所要時間に応じた個別支援型の基準額に100分の70を乗じて得た額の10円未満を切り上げた額）

(2) 利用者負担額

移動支援にかかる利用者負担額は原則として1割負担。ただし、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属する利用者は無料とする。

9. 移動支援に関するQ & A

Q 1 行政機関での手続き等

行政機関での手続きや情報収集に移動支援を利用することは可能か。

A 不可。通院等介助を利用して手続きを行うこと。

Q 2 食料品の買い物への利用

食料品の買い物への移動支援の利用は可能か。

A 原則不可。家事援助の利用を優先させるが、食料品のほか、日用品、嗜好品等利用者自身が選択したいという希望があれば可能。

Q 3 お見舞いでの利用

家族や知人のお見舞いに行く際に移動支援の利用は可能か。

A 社会生活上必要と考え、可能。

Q 4 体育館、競技場、フィットネスクラブ等での利用

体育館、競技場、フィットネスクラブ等の利用をする場合に、移動支援を利用することは可能か。

A 可能。ただし、器具の操作や運動や競技の相手になること、ストレッチの相手をするといったことは不可。あくまでも、本人が移動する場合の介助や更衣やトイレ、飲食の介助、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合に限られる。（本来はスタッフによる支援が望ましい）

また、一般に運動等の相手や指導をすること（スキー、スケート、水泳等をヘルパーが指導したり一緒に行くこと）は、移動支援の対象外である。運動等の相手や指導を必要とする場合は、事業者と利用者間の私契約に基づく「独自サービス」となる。

Q 5 通学・通所の練習での利用

1人での通学や通所の練習に移動支援を使うことは可能か。

A 原則不可。ただし、入学前後や障害福祉サービス事業所の正式利用前後に訓練として目的地のひとつとして設定することは期間限定で利用可能。

Q 6 やむを得ない場合の通所・通学・通園等の利用

主たる介護者の病気や出産等で通所、通学、通園が困難な時は移動支援の利用は可能か。

A 可能。主たる介護者の病気、入院、出産等のやむを得ない場合は診断書等の提出を受け、期間を定めた上で、臨時的な利用決定として必要な時間数を支給できる。支給されている期間が終了する前に支給期間の延長の必要性について審議する。

Q 7 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はあるか。

A 利用者の体力やヘルパーの勤務体系などを鑑みて、1日の範囲で終わる程度とする。

Q 8 プールでの利用

本人と一緒にヘルパーがプールに入る場合、プール内の介助も移動支援として算定することは可能か。

A 可能。プール内は基本的には施設管理者の管理下にあると考えるが、体育の授業やプール教室等指導者がいる場合以外において、監視員では即座の対応が困難で、ヘルパーが水泳の指導や一緒に遊ぶということではなく、危険回避のために必要な支援を行う場合や常時の見守りを要する場合はプール内でも算定の対象とする。また、プールからあがって更衣やトイレ、飲食の介助を行う場合も算定可能である。

なお、水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険が適用になるのか等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 9 市外や県外に行く場合の利用

市外や県外に行く場合でも、移動支援を利用することは可能か。

A 可能。

Q 10 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの

「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものはどのようなものか。

A 年間を通し、日々継続して必要となるような外出であり、通勤、通学、通所等が該当する。

また、定期的に、支援者がいない時間帯の見守り的な考えが強い利用に関しては移動支援の対象とならない。

Q 11 グループホームの入居者の利用

グループホームの入居者が移動支援を利用することは可能か。

A 可能。

Q 12 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能か。

A 授業の一環のため不可。

Q 13 目的地のみの支援

家族等が目的地まで往復の送迎を行い、目的地のみで移動支援を利用することは可能か。

A 可能。（例えば、ショッピングモールで待ち合わせして、そのモール内だけ移動支援を利用するような場合等）

また、駅やバス停に家族等が送迎を行い、ここで本人を事業者に引き渡し、目的地まで移動支援を利用することも可能である。自宅外で待ち合わせてサービスを利用する場合は、待ち合わせ場所まで誰が利用者を送るのか、待ち合わせ場所まで誰が迎えに来るのか等、利用者の安全確保について事業者は利用者やその家族等に十分確認しておく必要がある。

Q 1 4 短期入所事業所への送迎での利用

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能か。

A 原則不可。ただし、短期入所事業所及び介護者が送迎できない場合に限り利用可能。

Q 1 5 入退院時の利用

通院には移動支援の利用ができないが、入院や退院時に移動支援を利用することは可能か。

A 利用者の用務が1日の範囲とはならないため不可。

Q 1 6 宿泊を伴う利用

1泊2日の温泉旅行等に行く際に移動支援の利用は可能か。

A. 利用者の用務が1日の範囲とはならないため不可。

Q 1 7 旅行での利用

旅行をする際に移動支援を利用することは可能か。

A 可能。

Q 1 8 スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯や温泉等の余興を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いか。

A スーパー銭湯や温泉等の余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象とする。

なお、水による事故の恐れがあるため、事業所で加入している保険が適用になるのか等を含め、事業者と利用者は特に十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 1 9 事業者主催の行事への利用

移動支援事業者が主催（発案・企画）した集団行事・遠足等のレクリエーション活動の場合、移動支援を利用することは可能か

A 不可。移動支援は利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所が主催する行事等については移動支援の対象にはならない。

Q 2 0 利用者の家族等の車両を用いての利用

利用者の家族等の運転する車にヘルパーが同乗する場合は、移動支援の利用は可能か。

A 可能。ただし、本人が多動で常時見守りが必要な場合や座位保持が困難で誰かが支える必要があるなど、ヘルパーが同乗し、何らかの介助が必要な場合に限る。

なお、家族が運転する車に乗ることについて、事故時の責任問題を考える必要がある。例えば家族が運転する車で事故を起こした場合に、相手への賠償は家族の自賠責保険などで行うが、本人が車内で怪我をした場合などに、ヘルパーの責任を問われないとは限らない。賠償責任を問われるような場合に、事業所で加入している保険が適用になるのかも確認し、事業者と利用者は十分な合意のもとに利用する必要がある。

Q 2 1 事業者・ヘルパーの車両を用いての利用

事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援の利用は可能か。また、その場合の算定はどのようになるか。

A 道路運送法に基づく福祉有償運送の登録等がある場合は、事業者等の車両を用いて移動支援を行うことは可能である。ヘルパーとは別に運転手がいる場合は算定対象となるが、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなる。また、福祉有償運送の登録がない車両での支援は違法となるため不可。

(例)

【10：00～12：00 までの支援の場合】

- ・ 10：00～10：30 自宅からヘルパーが運転（※算定対象外）
- ・ 10：30～11：30 目的地での介助
- ・ 11：30～12：00 自宅までヘルパーが運転（※算定対象外）

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は2時間だが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となる。従って、算定できる時間数は1時間となる。

Q 2 2 移動支援事業所内での利用

移動支援サービス提供時間内に移動支援事業所内で過ごすのは可能か。

A 不可。

Q 2 3 グループ支援型のヘルパーの派遣について

1つのグループに複数の事業所からヘルパーを派遣することは可能か？

A 不可。ヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、同一事業所から派遣するものとする。

Q 2 4 グループ支援型の支援開始時間について

グループ支援型はどの時点から支援時間として算定するのか？

A グループ全員が集合した時点から支援開始とする。また、集合場所まで個別支援型を利用することは可能。

Q 2 5 個別支援型とグループ支援型の一体的利用について

グループ支援型の集合場所まで個別支援型を利用した場合はどのように算定するのか？

A 個別支援型とグループ支援型を連続して利用する場合、グループ支援型に付随する個別支援型は合算して算定する。

(例) 集合場所まで個別支援型を利用して移動する場合

個別支援 0.5H	グループ支援 3.0H	個別支援 0.5H
自宅	集合場所	現地解散 自宅

上記の場合、個別支援型 1.0 時間×1 回、グループ支援型 3.0 時間×1 回の算定となる。

また、各サービスの提供時間に端数が生じる場合の取扱いは以下のとおりとする。

- ・30 分単位ごとの端数の時間が多い方を切り上げ、少ない方を切り下げる。
- ・30 分単位ごとの端数の時間が同じ場合は、グループ支援型の利用時間を切り上げる。

【例 1】		(端数)		(請求時間)
個別支援	40分	(10分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ支援	1時間20分	(20分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間00分		⇒	2時間00分

【例 2】		(端数)		(請求時間)
個別支援	45分	(15分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ支援	1時間15分	(15分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間00分		⇒	2時間00分

【例 3】		(端数)		(請求時間)
個別支援	55分	(25分)	⇒	1時間00分 (1.0H)
グループ支援	1時間15分	(15分)	⇒	1時間00分 (1.0H)
計	2時間10分		⇒	2時間00分

【例 4】		(端数)		(請求時間)
個別支援	50分	(20分)	⇒	30分 (0.5H)
グループ支援	1時間20分	(20分)	⇒	1時間30分 (1.5H)
計	2時間10分		⇒	2時間00分